議員(尾崎　忠義)

14番、尾崎 忠義でございます。私は、令和7年多度津町議会第1回定例会におきまして、第1点目に町民の暮らしに深刻な影響が出ている異常な米価高騰・物価高騰対策に対する町独自の具体的な支援策は、2点目に国の高額療養費見直しによる患者負担限度額の引上げでの町内患者・利用者の影響は、3点目に県道205号線多度津・丸亀線の奥白方工区開通の見通しと県道205号線の工事の進捗状況と拡幅工事の見通しはの3点につきまして、町長、教育長、そして各担当課長に対し、一問一答方式にて一般質問を致します。

この原稿は、3月4日時点ですので、以降の情勢の変化については、ご容赦を下さるようお願い致します。

まず最初に、第1点目の町民の暮らしに深刻な影響が出ている異常な米価高騰・物価高騰対策に対する町独自の具体的な支援策はについてであります。先月、2月28日、帝国データバンクは主要食品メーカー195社の価格改定動向調査を発表致しました。3月は冷凍食品を中心に2,343品が値上げされます。前年同月767品目の約3倍に上り、5箇月ぶりに単月で2,000品を超えました。2025年、累計の値上げ品目数は、早くも1万品超となりました。調査担当者は、生産コストの上昇が企業の利益に影響し、価格転嫁が避けられない状況になっていると分析をしております。3月は冷凍食品が一斉に値が上がり、味の素冷凍食品は「餃子」、「ザ・シューマイ」など家庭用54品の出荷価格を3%から10%引上げます。また、大塚食品はレトルトカレー「ボンカレーゴールド」6品の希望小売単価を221円から254円に、明治はバター・油脂類、12品目の出荷価格を最大約8%上げます。電気・ガス・水道料金もこの3月から値上げとなります。また、昨年夏の米不足以来、止まらない米価高騰。店頭では5kg当たりの平均価格が3,892円と昨年から米価が9割以上の値上がり、これは農林水産省の発表でございます。値上がりをしております。政府は、政府備蓄米の放出を決めましたが、消費者米価が下がるかは予断を許しません。米不足をもたらした最大の問題は長年の政府の米政策にあり、食糧危機打開へ米の減産から増産へと抜本的な政策転換に踏み込むことが求められています。

そこで、お尋ねを致します。第1点目に、農林水産省は今年6月末の民間在庫量を158万トンと見込んでおりますが、日本農業新聞は現在の減少ペースが続けば、在庫量は110万トンから130万トンになり、今年の夏も米不足に陥るとの試算を発表しております。そこで、学校給食の現場では全国11都道府県で必要量の確保に至っておらず、大きな不安を生じておりますが、1市2町の学校給食センターでの米は確保されていているのかどうか、また、異常な米価価格高騰分及び食材の価格高騰分の差額についての負担は、各々、1市2町ではどうなっているのかお尋ねを致します。

教育総務課長（池田　友亮）

尾崎議員の1市2町学校給食センターでの米の確保がされているか。また、異常な米

価価格高騰分及び食材の価格高騰分の差額についての負担は1市2町でどうなっているのかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

1市2町学校給食センターで使用している米は、香川県学校給食会より購入しています。よって、香川県学校給食会に確認したところ、本県の米の供給については香川県農業協同組合を通じて購入しており、県内の需要分については確保されていると回答を頂きました。

また、1市2町学校給食センターが運用を開始した時点と比較して米及び食材価格高騰分に関しては令和5年度に給食費の改定を行い、さらに令和7年度にも改定を行います。ただし、保護者が負担する給食費については、上昇分を町費で対応する予定です。これは1市2町とも同じ取扱いとなっています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎　忠義)

ただ今、答弁がありまして、令和7年度にも改定を行う予定とのことですが、予算計上は、どの位の見通しになるのかをお尋ねを致します。

教育総務課長（池田　友亮）

尾崎議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

本年度、給食費の合計、予算額ですけれども1億1,000万円程度になっております。そのうち、町高騰分の負担額として2,000万円程度を想定しております。それを予算要求させて頂いております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎　忠義)

2点目でございます。異常な米価高騰・物価高騰は、町民の台所と暮らしに深刻な影響が出ております。米価格の高騰は、去年農家が米を出荷した後のことで農家の収入増にも繋がっておりません。米不足の真の原因は、この20年間で5ha以下の中小家族農業が100万戸近くも米生産から撤退させられ、米農家が3分の1に激減したことにあり、大規模経営だけで、今後、国民の主食が賄えることが出来ず、国産米を守るためには、家族農業経営を中心に多様な担い手を支援して、安心して米づくり、野菜づくり、果樹づくりが出来る町の独自の具体的な支援策はあるのかどうか。また、町内での農家人口の減少及び農地の減少、これは転用、放棄地を含むことでございます。及び町内の米の生産量の過去5年間、どのように推移、つまり数字でも結構ですが、して来ているのかをお尋ねを致します。

産業課長（植松　　肇）

尾崎議員の多様な担い手に対する具体的な支援策並びに町内の農家人口、農地及び米の生産量の過去5年間の推移についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

まず「多様な担い手」についてですが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和6年度末に策定予定の「地域計画」において経営規模の大小に関わらず、意欲のある農業者の方々を「多様な農業人材」として位置付けることとしています。この中では、家族での営農を手助けするために働きながら農業を行う兼業農家やテレワークや飲食

店など多様な仕事をしながら農業を営む半農半Ｘといった様々な経営形態の方々が含まれます。こうした方々のうち、一定期間以上、営農を継続する意欲があること、一定以上の農産物販売金額を目指すこと、地域農業の維持・発展に寄与し、積極的な営農展開を目指すこと等を要件に、その経営計画を県において認定する「多様な農業人材経営認定制度」が今年度より実施されており、本町においても2経営体がこの認定を受けています。

こうした「多様な農業人材」に対して、本町独自の制度ではありませんが、新たに導入する農業用機械・施設や空きビニールハウス等遊休施設の整備に係る改修、移設に係る費用の一部を補助する「多様な農業人材支援事業（こちらはハード事業となります。）」があります。

今後も国や県の農業支援策を注視しながら、その動向を把握し、必要な支援が行えるよう、情報収集と研究・検討を続けていきます。

続いて、農業人口数につきましは、平成27年と令和2年の農林業センサスの統計値によりますと平成27年は595戸、令和2年は464戸と5年間で131戸の減少となっています。

また、香川県農業協同組合多度津支店の保有するデータによりますと直近5年間で香川県農業協同組合に米の出荷を行った農業経営体数は、令和2年度が217経営体、令和3年度が211経営体、令和4年度が204経営体、令和5年度が193経営体、令和６年度が173経営体となっています。

続いて、農地の減少については、固定資産台帳によりますと令和2年の田畑の合計は14,180筆、704.8ha、令和6年が13,807筆、704.4haとなっており、直近5年間で373筆、0.4ha減少しております。筆数に対し、面積の減少が軽微なことについては、現在行っている地籍調査の結果、農地の面積が修正されており、農地については、地籍調査により元の登記面積から1割から2割ほど面積が増える傾向があること、また、小さな農地を隣接する大きな農地へ合筆する事例もあり、それらの影響を受け、筆数の減少に対して面積が微減となっています。次に、転用による農地の減少については、令和2年度は33筆2.3ha、令和3年度23筆1.7ha、令和4年度45筆4.0ha、令和5年度35筆、2.2ha、令和6年度が35筆1.2haで合計171筆11.4haとなっています。

最後に米の生産量については、香川県農業協同組合多度津支店における米の出荷実績において、令和2年度が約420ｔ、令和3年度が約494ｔ、令和4年度が約456ｔ、令和5年度が約460ｔ、令和6年度が約399ｔとなっています。これらの数字を見ますと米の出荷を行っている農業経営体数については減少傾向、米の出荷数量については増減がありつつも大まかには減少傾向となっています。以上、答弁とさせて頂きます。

議員（尾崎　忠義）

再質問を致します。多様な農業人材経営認定制度は、2経営体が認定を受けているとのことでございますが、認定経営体の名称、名前はどういうことか、お願いします。また、この認定制度を増加させるための周知方法をお尋ねを致します。

産業課長（植松　　肇）

尾崎委員の再質問にお答え致します。手元に2経営体の資料がございません。また後ほどご報告をさせて頂きます。周知につきましては、各委員会、あるいは農協の集会等がございます。こういったところで農業者に対し制度のご説明と利用促進につきまして、ご発言させて頂いております。各経営体の方から要件等のご質問もございます。こういったことに一つ一つ答えながら、なるべく皆さんにこの制度を使って頂くという風に今後とも進めてまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎　忠義)

再々質問ですけども多様な農業人材支援事業、ハード事業、これは県または国の独自の制度なのかどうか。そして、また、新たに導入する農業機械とか施設、また、空きビニールハウスなど遊休施設の整備にかかる費用、この費用を一部補助するとのことですが、どのような補助の決め方になっているのか。また、町としては、独自の補助、支援は出来ないのか、お尋ねを致します。

産業課長（植松　　肇）

尾崎委員の再々質問にお答えさせて頂きます。

こちらの制度につきましては国が主導する制度となっておりまして、一部県費を頂きながら、町費を上乗せして交付をしております。先ほどありましたとおり、ビニールハウスの再建、あるいは農業用機械の購入に際し、その生産能力に対して負荷がないものかどうかということを県で審査して頂きまして、こちらを交付するようになっております。また資料を後ほどお持ち致しますのでそちらの方でもご確認をよろしくお願い致します。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎　忠義)

次に、2点目の国の高額療養費見直しによる患者負担限度額の引上げでの町内該当患者の影響についてであります。

高い医療費がかかったとき、患者負担に上限額を設ける高額療養費制度は患者の命綱です。つまり、高額医療費のセーフティーネットでございます。医療機関に支払った1箇月、これは、月の1日から月末までの自己負担が自己負担限度額を超えた分については、申請に基づき、高額療養費として支給されます。75歳になる月、つまり到達月でございますが、この限度額については特例があります。75歳未満の高齢者、これは、現役並み所得者を除く、この自己負担引上げの凍結が終了しましたが、高額医療費の自己負担限度額は、凍結終了による負担増が考慮され、低所得者については引上げられないことになりました。石破茂首相は、2月28日の衆議院予算委員会で、患者の自己負担限度額を引上げる高額療養費制度の見直しについて、見直し自体は実施したいと明言し、患者や多数の世論が求める凍結撤回の声に背を向けました。自公政権の自己負担上限額の引上げは、今年8月、2026年、2027年の3段階で順次引上げるものでした。石破茂首相は、今年8月からの患者負担引上げについては、予定どおり実施したいと表

明した上で26年度以降に実施する所得区分の細分化については、本年秋までに患者団体の意見を伺った上で、増大する高額療養費を能力に応じてどのように分かち合うかという観点から改めて方針を検討し、決定したいと述べました。このことについて、石破茂首相が同日表明した高額療養費の負担上限引上げの見直しについて、負担増そのものは進めていくひどい姿勢が露わになった。白紙撤回すべきだ、当事者の声を聞かずに負担増ありきで進めてきたからこそ、政府も再検討の必要性を認めざるを得ないのではないか。8月からの引上げには道理がない。このままでは到底納得出来ないなど、リスクの高い難病患者、癌患者、重症者の長期入院患者などから、命を脅かす見直しについて、悲鳴に近い悲痛な声が上がっています。今、2人に1人が癌になっていると言われております。癌の薬物療法、つまり、化学療法は大きく進歩をしております。例えば、手術出来ない進行再発大腸癌の標準的な余命は6箇月でしたが、化学療法が定式化され、新薬が使えるようになり、31箇月に延びました。問題は薬が高額なため、月約17万円。しかし、高額療養費制度により実際の負担は約4万円でした。また、胃癌化学療法、これは通院でございますが、この患者の場合は、毎月約60万円から120万円の医療費が高額療養費制度により、実際の負担は約9万7,000円でした。この制度があることで患者は最善で必要な治療を受けられます。上限額が引上げられれば、治療費を支払えなくなった患者は、治療を断念せざるを得ません。経済状態によって治療の選択が制限され、命を失うことになります。皆さん、何で私がと思っている人が大半です。大腸癌、胃癌が発見されるまで、実は私もそう思っておりました。癌に限らず、病気はいつ、誰がなってもおかしくはありません。今回の見直しによって、高額療養費の患者負担上限額は月約8万円から2027年には約13.9万円と1.7倍に、これは年収約650万円から770万円の場合でございます。現役世代も高齢者も全ての所得層で負担増となります。

そこで、お尋ねを致します。第1点目には、基準額を超えた医療費が戻る高額療養費制度の自己負担限度額、特例、計算のやり方、手続について、分かりやすい説明を求めます。

高齢者保険課長（松浦　久美子）

尾崎議員の高額療養費制度の特例、計算方法、手続の分かりやすい説明についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

まず、議員のご質問の回答に先立ち高額療養費制度について改めてご説明致します。高額療養費制度は同じ月内の医療費の負担が高額となり、自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた部分の医療費相当額が高額療養費として支給される制度でございます。本町が把握出来る高額療養費制度は、国民健康保険と後期高齢者医療制度のため、この2保険についてご説明します。

まず、自己負担限度額は、被保険者の前年度所得や世帯における被保険者数や課税状況などにより所得区分、いわゆる負担区分が判定され、区分ごとに自己負担限度額が

定められています。所得区分に応じて自己負担限度額が決定しているのは国民健康保険、後期高齢者医療制度ともに共通ですが、区分の種類、自己負担限度額の金額は一部異なっております。

次に、特例についてご説明します。75歳の誕生日を迎えた方の誕生月については、誕生日前の医療保険と後期高齢者医療制度の2つの保険に跨るため、自己負担限度額を半額ずつ按分し、それぞれの制度で判定するという特例であります。

続いて、計算方法は冒頭の高額療養費制度についての説明の際に触れましたが、同じ月内の保険適用分の医療費の負担総額のうち自己負担限度額を超えた部分を算出しております。

最後に手続について、ご説明致します。被保険者が医療機関において医療費を支払ったのち、数箇月後に保険者に診療報酬明細書が届きます。保険者にて診療報酬明細書を確認し、内容が妥当であると判断された場合、月ごとの医療費の合計額のうち、自己負担限度額を超えた部分について支給しております。支給対象者には保険者が申請書を送付し、被保険者から申請書の提出がなされた後に支給しております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎　忠義)

次に2点目でございます。リスクの高い難病患者、癌患者、重症者の長期入院患者等で高額療養費を利用している人は、現在、町内には何名、パーセントでも構いませんが、該当者患者への影響はどのようになるのかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦　久美子）

尾崎議員の現在、高額療養費制度を利用している被保険者のうち重篤な患者の割合と自己負担限度額の引上げに伴う該当患者への影響についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本町の国民健康保険と後期高齢者医療制度の被保険者に係る診療報酬明細のうち、傷病名や診療内容を踏まえた集計は困難であるため、高額療養費該当者のうちの重篤者の割合を算出することは出来ません。

ただし、本町国民健康保険の令和6年度の高額療養費の支給実績は、1箇月の平均件数が145件、平均支給金額は1,501,134円です。被保険者数の約3.8％の方が対象となっています。

また、本町後期高齢者医療制度の令和6年度の高額療養費の支給実績は1箇月の平均件数が578件、平均支給金額は3,072,556円です。被保険者数の約13.6％の方が対象となっています。

該当患者への影響は国の検討次第ですが、自己負担額の引上げ分が負担増となると考えられます。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎　忠義)

次に3点目をお尋ね致します。患者負担増の限度額の引上げにより4割が治療中断、

6割が治療回数減の回答が寄せられておりますが、町の見解はどうかをお尋ねを致します。

高齢者保険課長（松浦　久美子）

尾崎議員の患者負担限度額の引上げにより治療中断や治療回数を減らすとの回答が寄せられているが、町の見解はどうかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

高額療養制度の見直しについては、現在、国において検討されており、それに基づいて実施することになりますが、本町の国民健康保険としては医療を必要としている方が必要な医療を受けられるよう適正な給付の支給に努めるとともに高額療養費の受給対象者が減少するように保健事業に取り組み、疾患の早期発見、早期治療や重篤化予防に努めてまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎　忠義)

再質問を致します。自己負担限度額につきまして、負担割合が1割負担、2割負担、3割負担、そして、負担区分が現役1、現役2、現役3、あるいは一般2、一般1、区分2、区分1とあります。また、自己負担限度額は、外来で個人単位と外来プラス入院、これは世帯単位となっておりますが、この内訳についてですけれども私が実は現役の1の負担区分に当たっております。そうしますと、これを見ますと4万4,400円。これ以上が限度額で返ってくる訳でございますが、実際に癌治療をすると4万4,400円は最低でも支払われなければならなくなります。そういう意味におきまして、この自己負担限度額について患者負担の限度額について、町の方でもこの一覧表を分かりやすく、提示をして頂きたいと要望をしておきます。これは要望でございます。

次に最後に3点目に県道205号線、丸亀・多度津線の奥白方工区工事進捗状況及び今後の開通見通しと県道205号線、青木・庄修理免より以西への道路拡幅工事の見通しはについてであります。現在、令和7年3月24日まで県道205号線、奥白方工区で下池の道路拡幅工事が一昨年度、昨年度の2回にわたって実施をされております。その間、下池までの県道拡幅工事が中断して約30年が経過しようとしております。そして、北の前から箕手までの約1㎞が工事が未実施のままでした。その間、沿線の畑には草が繁茂し、毎年1回、業者による草刈り作業が実施されてきました。当初、さぬき浜街道工事のため、迂回路として優先的に開通させるとのことでしたが、用地買収が終わった以降、道路拡幅工事がされないままでございました。また、同じく県道多度津・丸亀線205号線の東西道路と県道多度津・善通寺線212号線の南北道路、つまり、庄の修理免交差点、ザグザグ前の交差点より西へ青木経由して、山階、白方池、水附池交差点、そして山階岡交差点までの約1㎞の県道205号線は道路幅が4mしかなく対向車との通行に支障を来しており、交通渋滞等で長年、沿線住民、通勤、通学児童にとっては危険道路として指摘を受けている県道でございます。また、県道拡幅工事予定地にも関わらず、建築許可が出され、道路際まで住宅が新築され、ますます県道205号線の拡幅工事が不可能となっております。そこでお尋ねを致します。1点目には、県道205号線奥白方工

区工事進捗状況と箕手、つまり、奥白方、見立の境界の峠までの約1㎞間の開通見通しはどうなのかをお尋ねを致します。

建設課長（三谷　勝則）

尾崎議員の県道205号線奥白方工区の進捗状況と未整備区間の開通見通しについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員ご質問の県道205号線多度津・丸亀線については、県管理の都市計画道路であります。また、奥白方工区における未整備区間の拡幅計画については、車道7.0m、両側に3.5mの歩道を設置した幅員14.0mの道路となっております。

また、現在の進捗状況を県に確認したところ、未整備区間の800mのうち、下池地先において約120m区間の拡幅工事に着手しているところであり、現在は、下池の一部を埋立てるための大型ブロックの設置工事を順次進めております。

来年度も引き続き、ブロックの設置工事を施工する予定です。

また、未整備区間の開通の見通しについては、現時点では未定とのことですが、今後も早期開通に向け、鋭意取り組んでいきたいとの回答でありました。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎　忠義)

次に2点目でございます。山階岡交差点より西の県道205号線が見立までの区間が1日でも早く、開通することにより奥白方地区、ひいては見立地区での農業振興、そして多様な担い手支援、産業育成により、人口減少、少子高齢化減少に歯止めがかかり、1日も早い開通が望まれておりますが、町、県の考え方はどうなのかをお尋ねを致します。

建設課長（三谷　勝則）

尾崎議員の県道205号線奥白方工区早期開通による町、県の考え方についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員ご質問のとおり、本路線の整備は地域の農業振興や人口減少対策において非常に重要な役割を果たす道路であると考えております。特に農業や産業は地域経済の基盤であり、農産物の流通を円滑にするためには、交通インフラの整備が不可欠であります。

また、人口減少が進む中、地域の活性化を図るためには住民が快適に生活出来る環境を整えることが重要であり、本路線の整備は地域間のアクセス向上や移動の利便性を高めることで、住民の生活を向上させるとともに地域への定住促進に寄与するものと考えています。

早期の開通については、工事の進捗状況や天候など様々な要因によって影響を受けますが、県としては出来る限り早期の開通を目指し、取り組んで頂いております。本町も引き続き、県と連携を図り、早期に開通出来るように努めてまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎　忠義)

次に3点目でございます。県道205号線つまり、庄修理免の交差点から山階、青木、山階岡交差点までの4m道路部分の拡幅工事の見通しと道路拡幅工事の実施計画はどうなっているのかをお尋ねを致します。

建設課長（三谷　勝則）

尾崎議員の県道205号線青木工区道路拡幅工事の見通しと拡幅計画についてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員ご質問の県道205号線多度津・丸亀線の青木工区おける未整備区間の拡幅計画については、車道9.0m、両側に3.5mの歩道を設置した幅員16.0mの道路となります。

また、青木工区の進捗状況を県に確認したところ、未整備区間の1.6㎞のうち、県道多度津・善通寺線から四箇小学校西側の町道44号線交差点までの約500mの区間の拡幅工事を進めています。

また、令和4年度から用地買収に着手し、令和5年度から6年度には用地買収のほか、整備効果の早期発現のため、用地買収を完了している一部区間の拡幅工事を施工しております。

来年度も引き続き、用地買収及び物件移転の交渉や拡幅工事が可能な箇所から順次、施工していく予定であります。次年度以降も未整備区間の早期完成に向け、切れ目なく整備に着手出来るよう取り組んでいきたいとの回答でした。

今後も引き続き、県と連携しながら早期完成に努めてまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎　忠義)

次に4点目でございます。県道205号線開通のために障害になっているのは何か、これをお尋ねを致します。

建設課長（三谷　勝則）

尾崎議員の県道205号線青木工区の開通で障害になっているものは、何かについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

議員ご質問の開通で障害になっているものについて県に確認したところ、現在、令和4年度より用地買収及び物件移転補償の交渉に着手をしておりますが、地元関係者からも早期の整備要望のある路線であることから、地権者のご理解ご協力を頂きながら、計画どおり順調に用地取得を進めています。

また、物件等の移転補償のある用地については、建物の除却や移転等に時間を要する物件もありますが、現在のところ円滑に進んでおり、本路線の整備予算についても重要路線に位置づけられていることから重点配分され、現在のところ障害になっているものはないとの回答を頂いております。

また、議員ご指摘のありました拡幅予定地にも関わらず道路際まで住宅が新築されていることについてですが、本路線は都市計画施設として定めてられている道路であり

ます。計画施設内に住宅等を新築する際は、都市計画法で定められている第53条の許可申請が必要となっております。本条項は建築確認申請の前段で許可を受けるものであり、都市計画の施設整備を円滑に執行出来るよう建築物等の構築に制限を加える条件付きの建築許可でありますので、本拡幅工事の事業執行は円滑に行えるものと考えております。

今後も地元関係者の方にご理解ご協力を頂ながら県と連携し、拡幅工事が難航することのないよう努めてまいります。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎　忠義)

再質問致します。都市計画法が決定されても、まだ工事の施工予定者が定められていない段階では、建築物の建築をするには知事の許可が必要、これは先ほど言われました都市計画法の第53条ですが、小規模なものなど例えば2階以下で地階のない木造建築物の改築、または移転、これは許可が不要でございます。これは、同法施行令の第37条に明記されております。また、建築許可申請があった場合、第1点目には2階以下で地階がないこと、それから主要構造物が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造などで容易に移転、若しくは除去出来るもの。2点目には、また、その地域の都市計画の建築物に関する定めに適合するの1、2のいずれかに満たすときは、知事は必ず許可をしなければならないと定められております。これは都市計画の第54条、ただし、近い将来、例えば5年から10年くらい、都市施設、道路、公園などの事業が見込まれた知事が指定した区域では、上記基準を満たす場合でも不許可とすることが出来る。これは、都市計画法第55条の第1項でございます。不許可となった場合それにより、土地の著しい支障を来す時は、土地の買取りを申し出ることが出来る。これは同法56条の1項に定められております。逆に知事は上記申出から30日以内であれば、先買権行使が認められます。同法57条3項と定められております。このことについて、法的に問題はないのかどうかをお尋ねを致します。

建設課長（三谷　勝則）

尾崎議員の再質問に答弁をさせて頂きます。

議員のおっしゃるとおり、都市計画法の中で、全く建築物が認められてないということではございません。ただ、この建築許可をおろす時に当然、都市計画道路にかかってくるということには、建築者が承諾して頂いております。今現在のところ、県の方で確認しているところで、そういった形で用地買収、また、物件補償に対して支障を来しているところはないという風にお聞きしております。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎　忠義)

最後に5点目でございます。県道205号線の全線開通、完成により交通安全対策上からも通勤、通学、通学児童の安全安心のためにも、また、町内南半分の基幹幹線道路として町発展のためにも重要な役割を担っており、何よりも最優先に工事実施を強く、

町として県に要望しているのかどうかをお尋ねを致します。

町長（丸尾　幸雄）

尾崎議員の県道205号線の早期完成を県に要望しているのかについてのご質問に答弁をさせて頂きます。

本路線につきましては本町中央部を東西に結ぶ市街地幹線道路であり、住民生活の利便性の向上や地域経済の発展に大きく寄与する重要路線の道路であります。議員ご質問のとおり、本路線は幅員が狭く、車両の対向が困難であり、また、小・中学生の通学路でもあることから交通安全の対策上、課題となっている道路であります。また、令和3年3月に県道善通寺・多度津線から県道多度津・善通寺線までの多度津工区が開通されたことにより、大型車両等の通行が増加している状況であるため、早期の拡幅整備が必要であることから、令和3年6月に県道多度津・丸亀線の未整備区域区間における早期完成について中讃土木事務所長に要望書を提出致しました。議員ご指摘のとおり、本路線は1日も早く通学児童が安全に安心して利用出来る道路として整備することが急務となっている路線でありますので、早期の整備を引き続き、県に要望をしてまいります。この道路につきましては、私どもも常に知事本人と色んな機会がある時にお願いをしております。また、この道路につきましては、多度津町として最優先で開通しなければいけない道路だと考えておりますので、私ども多度津町から輩出しております県議会議員とも連携、歩調を合わせながら、このことについては常に要望をしているところであります。そして以前は、この道路は北と南、両方とも拡幅するということでしたけれども、今は北側だけ拡幅をしていくということで、南側の家に関しましては、全然問題がないと。そして北側の道路に関しましては、新しい家は建てられない、そして、そこを拡幅していくということで一つだけ場所的にネックがあったんですが、そこも解決をしておりますので、これからは早くっていうても、どの位の程度なのかっていうのは今、私の方では、これは県道ですので分かりませんけども、今の池田知事は、国交省の出身の方ですので、私どもの考えていること、要望に関しては、よく聞いて頂ける知事でありますので、もう少し待って頂いて、あとは予算が付いたら出来ると思っております。そういうところまで来ていると思っておりますので。以上、答弁とさせて頂きます。

議員(尾崎　忠義)

引き続き、町として県に切実に要望を繰り返しして、1日でも早い完成を求めて頂きたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

長らくのご清聴有難うございました。